

山梨県公報

第千八百八十八号

平成十三年

四月二十三日

月 曜 日

目 次

広域連合の規約の変更	二四九
保安林の指定	二四九
保安林の指定施業要件の変更	二四九
使用料の収納事務の委託	二四九
土地収用事業の認定	二五〇
道路の区域変更	二五〇
公告	
換地処分の届出	二五〇
開発行為に関する工事の完了について	二五〇
開発行為及び公共施設に関する工事の完了について	二五一

告 示

山梨県告示第千二百四十号

山梨県東部広域連合長から申請のあった山梨県東部広域連合規約の変更については、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百九十一条の三第一項の規定により、平成十三年三月二十九日付けで許可した。

平成十三年四月二十三日

山梨県知事 天 野 建

山梨県告示第千二百四十一号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十五条の二第二項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成十三年四月二十三日

山梨県知事 天 野 建

一 保安林の所在場所

南巨摩郡富沢町大字福土字御堂入山二一六〇〇から二一六〇二まで、二一六〇四、

一一六一二、一一六二二の内一から二一六二二の内三

二 指定の目的

干害の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を山梨県庁及び富沢町役場に備え置いて縦覧に供する。〕

山梨県告示第千二百四十二号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十二条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成十三年四月二十三日

山梨県知事 天 野 建

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的
次の表の上欄に掲げる告示で定めるところによる。

二 変更後の指定施業要件

変更後の指定施業要件は、同表上欄に掲げる告示に定める指定施業要件中同表中欄に掲げる字句を同表下欄に掲げる字句に改めたものとする。

告 示	変 更 前	変 更 後
昭和四十二年六月三十日山梨県告示第百五十六号	甲府地域森林計画	当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画(但し、竜王町及び八田村については、白根町森林整備計画に準ずる。)

山梨県告示第千二百四十三号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第一百五十八条第一項の規定により、

次のとおり使用料の収納事務を委託した。

平成十三年四月二十三日

山梨県知事 天野 建

- 一 委託の相手方
甲府市相生二丁目七番十七号 社団法人山梨県労働者福祉協会
- 二 委託に係る使用料
山梨県立労働者福祉センターの使用料
- 三 委託の期間
平成十三年四月一日から平成十四年三月三十一日まで

山梨県告示第二百四十四号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第二十條の規定により、次のとおり土地収用事業の認定をした。

平成十三年四月二十三日

山梨県知事 天野 建

- 一 起業者の名称
竜王町
- 二 事業の種類
（仮称）竜王西児童館建設事業
- 三 起業地
収用の部分 中巨摩郡竜王町大字西八幡字月林地内
使用の部分 中巨摩郡竜王町大字西八幡字月林地内
- 四 土地収用法第二十六條の二第二項の規定による図面の縦覧場所
竜王町役場

山梨県告示第二百四十五号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八條第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県土木部道路維持課及び峡北地域振興局建設部において、この告示の日から平成十三年五月十四日まで一般の縦覧に供する。

平成十三年四月二十三日

山梨県知事 天野 建

- 一 道路の種類 県道
- 二 道路線名 長坂高根線
- 三 道路の区域

公 告

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	新	旧		
北巨摩郡高根町大字五町田字御所八二七番の一地先から北巨摩郡高根町大字五町田字菅蒲原三四番の一地先まで	一一・二 三四・九	五・四 一〇・二		五六三・〇

● 換地処分の届出

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六條の四において準用する同法第五十四條第三項の規定により、長坂町長から換地処分をした旨の届出があったので、同法第九十六條の四において準用する同法第五十四條第四項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年四月二十三日

山梨県知事 天野 建

- 一 地区名
長坂町上日野地区
- 二 換地処分をした年月日
平成十一年七月二十九日
- 三 換地処分をした土地の権利者数
五十九人

● 開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九條の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十三年四月二十三日

山梨県知事 天野 建

- 一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
中巨摩郡田富町西花輪字飛石一九四六の二
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名
中巨摩郡田富町西花輪三千七百四十八番地の五 西澤保 西澤美紀

● 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）附則第四項の許可に係る次の開発行為及び公共施設に関する工事は、完了した。

平成十三年四月二十三日

山梨県知事 天野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

中巨摩郡甲西町大師字南大師八七七の一、八七七の三、八七七の四、九〇一の一、九〇一の二、九〇四の一、九〇四の二、九一一の一、九一一の二、九一一の三、九一八の一、九二〇の三、九二二の一、九二二の二、九二二の三、九二二の四、九二二の七、九三三の一、九二四、九二五、九二六の一、九二七の一、九二八の一、九二九、九三〇の一、九三一の一、九三一の二、九三一の三、九三二の一、九三二の二、九三三の四、九三七の一、九三八の一、一一二四の七の一部及び一一二四の一五の一部

二 公共施設の種類、位置及び区域

公共施設の種類	位置及び区域
水道 路路	次の図のとおり

（「次の図」は、省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び甲西町役場に備え置いて縦覧に供する。）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

静岡県清水市入船町十一番一号 鈴与商事株式会社 代表取締役社長 鈴木通弘

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号 印刷所 (株)サンニチ印刷 二丁目六番